

令和8年度 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター民間活力導入支援業務 プロポーザル実施要領

1 目的

「令和8年度観文ス委第62号静岡市清水ナショナルトレーニングセンター民間活力導入支援業務」（以下、「本業務」という。）の契約予定者を特定するため、本実施要領に基づき、公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度観文ス委第62号静岡市清水ナショナルトレーニングセンター民間活力導入支援業務

(2) 業務の背景と目的

別紙「静岡市清水ナショナルトレーニングセンター民間活力導入支援業務 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

契約締結の日から令和8年12月18日（金）までとする。

(4) 業務の内容

仕様書のとおり

(5) 契約上限額（概算事業費）

本業務の契約上限額は、32,945,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

(6) 支払い方法

業務完了後の一括払いとする。

3 参加資格

本プロポーザルは、次に掲げる要件をすべて満たしていることを参加資格とするものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザルの公募を開始した日から、本業務の委託契約締結の日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成28年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものでないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (6) 共同事業体の場合は、全ての構成員が前号（1）から（5）までの要件を満たしていること。
なお、共同事業体で応募する場合は、以下の点に注意すること。
ア 代表となる団体（代表構成員）を定めること。

- イ 他の団体は、当該共同事業体のその他構成員として扱う。
- ウ 単独で応募した団体は、他の共同事業体の構成員になることはできない。
- エ 複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできない。
- オ 共同事業体の構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合にはこの限りではない。

4 関連計画等の資料提供

本業務の関連計画等の資料は、次のとおり、静岡市ホームページ等に掲載されたものを確認すること。

- ・ ユニバーサルスポーツの聖地化事業 (<https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/57006/universal.pdf>)
- ・ 静岡市指定管理者制度の手引 (https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/4122/tebiki_honpen.pdf)
- ・ 第5次静岡市総合計画 (<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2934/s013122.html>)
- ・ 静岡市スポーツ推進計画 (https://www.city.shizuoka.lg.jp/972_000398.html)

5 実施スケジュール

内容	期限等
質問書の提出期限	令和8年6月1日(月)午後5時(必着)
プロポーザル参加申請書等の提出期限	令和8年6月12日(金)午後5時(必着)
企画提案書等及び見積書の提出期限	令和8年6月22日(月)午後5時(必着)
選定結果の通知	令和8年6月24日(水)以降

6 提出書類等

(1) 提出書類等の提出先(事務局)

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡市役所静岡庁舎新館16階)
 静岡市 観光文化・市民局 スポーツ振興課 施設第2係(担当:稲口、鷺澤、中村)
 電子メール: sports@city.shizuoka.lg.jp 電話番号: 054-221-1283

(2) 質問書の提出

本実施要領及び仕様書の内容に関する質問は、質問書(様式1)に必要な事項を記入のうえ、電子メールにより事務局あて送付すること。電子メールを送付した時は、その旨を電話にて事務局へ連絡すること。
 なお、電話やファクスでの質疑応答は行わないので注意すること。また、説明会は実施しない。

① 提出期限

令和8年6月1日(月)午後5時(必着)

② 質問への回答

令和8年6月8日(月)午後5時までに、静岡市観光文化・市民局スポーツ振興課ホームページ(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5423/s015362.html>)に掲示し、個別には回答しない。

(3) プロポーザル参加申請書等の提出

本プロポーザルへの参加を申請する者は、次に掲げる提出書類(以下、「プロポーザル参加申請書等」という。)を、郵送(書留郵便に限る。)又は持参により事務局へ提出すること。

① 提出書類

- ア プロポーザル参加申請書(様式2) 1部
- イ 会社概要書(様式3) 1部
- ウ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式4) 1部

エ	商業登記簿謄本（直近3カ月以内のもの）	1部（コピー可）
オ	貸借対照表、損益計算書（直近1年分）	1部（コピー可）
カ	納税証明書（直近のもの）	1部（コピー可）
	国税：その3の3「法人税」「消費税及び地方消費税」に未納税額のない証明書	
	市税：静岡市に納税義務がある場合、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書	
キ	共同事業体に関する協定書等の写し（共同事業体の場合）	1部
ク	共同事業体の構成員を記載した書類（共同事業体の場合）	1部

※共同事業体での申請の場合は、上記イ～カについて、すべての構成員について提出すること。

② 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時（必着）

③ 提出書類の受付時間

土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

（4）企画提案書等及び見積書の提出

プロポーザル参加申請書等を提出した者（以下、「参加申請者」という。）は、別表1のとおり企画提案書（様式5ほか）、実施体制（以下、「企画提案書等」という。）、及び見積書を作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により事務局へ提出すること。

① 提出書類

別表1のとおり

② 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時（必着）

③ 提出書類の受付時間

土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

④ 提出書類の作成における注意事項

<企画提案書等>

- ・ 用紙サイズについて、指定の様式以外は、A4判・縦又はA3判・横を基本とする。
- ・ 企画提案書（表紙）を除き、企業名等の表示及び参加者が特定できる表現はしないこと。
- ・ 企画提案書（提案内容）は、A4判の場合は8ページ、A3判の場合は4ページを上限とする。
- ・ 企画提案書、実施体制ごとに、散逸しないような形で綴ること。

<見積書>

- ・ 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。なお、業務に係る積算内訳も明示すること。
- ・ 見積書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合は消費税及び地方消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記入すること。
 なお、決定金額及び契約金額は、見積書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- ・ 見積書に記入する金額は、その金額に100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）が、契約上限額を超過しない金額とすること。
- ・ 見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。（【例】¥123,000—）
 なお、見積書の記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

（５）参加を無効とする場合

企画提案書等及び見積書を提出した者（以下、「参加者」という。）が、次に掲げる項目に該当した場合、本プロポーザルへの参加を無効とする。

- ① 企画提案書等又は見積書の提出日時が、提出期限を超過した場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 契約予定者の特定において、公平性を害する行為があった場合
- ④ 参加資格を満たさない場合、又は満たさなくなった場合
- ⑤ 見積書に記入された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した額（1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）が、契約上限額を超過している場合

7 契約予定者の特定方法

契約予定者の特定は、別表 2 の審査基準に基づき、市が設置する本プロポーザルの審査委員会における、企画提案書等の書面審査（ヒアリングは実施しない。）により行い、合計点数の最高得点を得た参加者を、本業務の契約予定者とする。

ただし、同一の最高得点を得た参加者が複数存在した場合は、見積金額の低い参加者を優先して特定し、さらに見積金額が同価の場合は、くじ引きにより特定する。

なお、最高得点を得た参加者との協議が調わない場合等、契約に至らない場合は、次点者と協議を行う。

8 特定結果の通知

特定結果は令和 8 年 6 月 24 日（水）以降、契約予定者に対して「特定通知書」を通知し、契約予定者以外の参加者に対しては、「非特定通知書」を通知する。

なお、特定結果等に関する問合せには応じない。

9 契約手続等

特定結果の通知後、速やかに契約予定者と契約内容に関する調整をした後、見積執行を行い、随意契約の締結手続を行う。

10 注意事項等

- （１）書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- （２）提出書類の作成及び提出に関する費用は、参加申請者及び参加者の負担とする。
- （３）提出書類に虚偽の記載をした場合には、参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- （４）企画提案書等及び見積書の提出を辞退する参加申請者は、令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時までに、郵送（必着）、持参又は電子メールにより、辞退届を事務局へ提出すること。
辞退届を提出した場合、これを理由として、以後、何ら不利益な取扱いを受けることはない。
なお、辞退届は「静岡市建設業関連業務の委託契約に係る入札心得」
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/3556/000822532.pdf> 様式第 1 号「辞退届」を準用し、「1 入札番号」の欄を削除するほか、「2 委託業務の名称」を「1 委託業務の名称」、「入札」を「企画提案書等及び見積書の提出」と書き換えて用いること。
- （５）提出書類を提出後は、記載内容の変更を認めない。
また、参加者が契約予定者かつ本業務の受託者となった場合、企画提案書等に記載した配置予定担当者を、本業務の期間中、実際に担当者として配置することを原則とする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により、配置予定担当者を配置できない場合は、同程度以上の資格及び経験を有する者をもって、これに代えることができる。
- （６）提出書類については、返却しない。

(7) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、静岡市は本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

11 事務局（問合せ先）

6（1）と同じ

別表1 企画提案書等及び見積書の記載事項、記載内容及び提出部数

提出書類※	様式	記載内容		提出部数
企画提案書 (表紙)	様式5	代表者名の記載、及び代表者印を捺印の上、提出すること。		1部
企画提案書 (提案内容)	様式任意	実施方針	業務の背景と目的、業務内容等を踏まえ、業務への取組に関する基本的な考え方を記載すること。	8部
		業務フロー	業務内容等を踏まえ、具体的な業務の進め方(工程)、想定するスケジュール、市との役割分担等を、業務フローとして整理し記載すること。	
		提案内容	業務内容の項目ごと、より質の高い調査・検討結果や成果物とするための具体的な提案内容を記載すること。	
実施体制	様式任意	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定担当者の氏名、所属、役職、経験年数、担当する業務、保有資格を記載すること。(配置予定担当者の経歴書、保有資格者証の写しを添付すること。) 本市との打合せ、連絡体制を記載すること。 実施体制の特徴を記載すること。 		8部
見積書	様式任意	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書及び企画提案書を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。また、業務に係る積算内訳も明示すること。 契約予定者を特定後、見積執行の際に再度、見積書の提出を求める。 		1部

※ 提出書類の作成にあたっては、表中の記載のほか、6(4)④「提出書類の作成における注意事項」を確認すること。

別表2 審査基準

審査項目	審査対象		審査内容	配点
業務遂行に関する事項	企画提案書 (提案内容)	実施方針	業務の背景と目的、業務内容等を踏まえ、業務への取組に関する考え方が明確に示され、仕様書の内容と整合した、適切な実施方針であるか。	5
		業務フロー	業務内容等を踏まえ、具体的な業務の進め方（工程）、市との役割分担等が明確に示され、仕様書の内容と整合した、適切な業務フローであるか。	5
			想定するスケジュールが、業務内容等を踏まえて具体的に記載されており、業務内容の各項目の実施に必要な期間が適切に確保されているか。	5
	実施体制	業務内容等を踏まえ、配置予定担当者の経歴、保有資格等と、その担当する業務が合致した、適切な実施体制であるか。	5	
企画提案に関する事項	企画提案書 (提案内容)	提案内容	業務内容の各項目（以下のとおり。）の提案内容が、業務の背景と目的、業務内容等を踏まえ、指定管理者制度の活用及び PFI 事業の導入に向けて、本施設の効率的な施設整備や運営等について具体的に検証され、最適な事業手法等を選定するために有効かつ期待できるものであるか。	—
			(1) Phase 1における指定管理者の選定に関する検討・整理 ① 指定管理者の募集条件の検討・整理 ② 指定管理者の審査基準の検討・整理	20
			(2) Phase 2における整備・運営プランの検討 ① 既存の敷地範囲 ② 既存の敷地範囲 + 周辺の敷地（約3ha） ③ 既存の敷地範囲 + 周辺の敷地（約5.4ha） 上記①～③について、次の検討を行う。 ・市の役割と民間の役割の整理 ・市としてのメリット・デメリットの整理 ・市農政部局へのヒアリングの実施 ・市内経済効果の検証	25
			(3) Phase 2における諸条件の調査・検討・整理 ① 事業手法等に関する検討・整理 ア 事業手法 イ 事業範囲 ウ 事業期間 エ 官民リスク分担	25

			オ 運営権対価 カ 民間収益事業の実現可能性 ② 市場調査の実施 ③ VFMの算定 ④ 市内経済への波及効果の算定	
			(4) 報告書とりまとめ	10
				合計 100 点